

平成25年白老町議会定例会2月会議会議録（第1号）

平成25年 2月22日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時48分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 議案第 1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第10号）

第 4 議案第 2号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

○会議に付した事件

議案第 1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第10号）

議案第 2号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

○出席議員（14名）

1番 氏 家 裕 治 君

2番 吉 田 和 子 君

3番 斎 藤 征 信 君

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

7番 西 田 ・ 子 君

8番 広 地 紀 彰 君

9番 吉 谷 一 孝 君

10番 小 西 秀 延 君

11番 山 田 和 子 君

12番 本 間 広 朗 君

13番 前 田 博 之 君

14番 及 川 保 君

15番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（1名）

6番 坂 下 利 明 君

○会議録署名議員

10番 小 西 秀 延 君

11番 山 田 和 子 君

12番 本 間 広 朗 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸 田 安 彦 君

副 町 長	白 崎 浩 司 君
教 育 長	古 俣 博 之 君
総務 財政 部長	岩 城 達 己 君
総 務 課 長	本 間 勝 治 君
財 政 税 務 課 長	安 達 義 孝 君
生 活 福 祉 部 長	須 田 健 一 君
生 活 環 境 課 長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課 長	西 幹 雄 君
都 市 整 備 部 長	高 畠 章 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君
教 育 部 長	辻 昌 秀 君
教 育 課 長	五十嵐 省 蔵 君
病 院 事 務 長	長 澤 敏 博 君
消 防 長	前 田 登 志 和 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
参 事	熊 倉 博 幸 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日2月22日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会2月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、山田和子議員、12番、本間広朗議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の本会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年白老町議会定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により2月会議を開くことといたしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成25年定例会2月会議の運営の件であります。

定例会2月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般会計及び介護保険特別会計補正予算2件と報告1件であります。

岩城総務財政部長からその概要についての説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、2月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第10号）

○議長（山本浩平君） 日程第3 議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第10号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議1-1でございます。議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

平成24年度白老町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億942万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月22日提出。白老町長。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正。

1、歳入、2、歳出については、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

4ページ以降、事項別明細書につきましては、課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） 私のほうから説明申し上げます。

まず歳出のほうから説明を申し上げます。6ページ、7ページでございます。4款環境衛生費、3項2目塵芥処理費、バイオマス燃料化施設管理運営経費260万円の補正でございます。

1月6日発生しました火災により、工場内のバグフィルター交換集じん機耐熱塗装等の修理代として260万円の計上でございます。

8款土木費、2項1目道路維持費、道路施設維持補修経費867万6,000円の補正でございます。これは除雪に伴う経費でございます。消耗品、塩化カルシウム、焼き砂凝固剤を購入するものでございます。燃料費については、重機及び公用車の燃料でございます。修繕費は街路灯の不点滅の修繕でございます。委託料については先ほど説明した町道除雪の委託料617万8,000円でございます。そのほか、舗装道路委託料これは舗装の町道上の穴の補修に使うアスファルト鋼材を20トン購入するものであります。維持補修費については、そのための30人工の計上でございます。使用料、賃借料については、マンホール等の補修のための経費でございます。これは一般財源でございます。

10款教育費、3項2目教育振興費、中学校体育推進経費14万7,000円の増額計上でございます。これは冬季中体連に出場したスピードスケート、全道・全国大会に出場しました。竹浦中1年大岩南さんの出場大会経費でございます。これも一般財源でございます。

戻っていただいて、歳入のご説明を申し上げます。4ページ、5ページでございます。19款繰入金、1項12目財政調整基金882万3,000円の充当でございます。先ほど説明した一般財源の充当でございます。今回充当することによりまして財政調整基金の残は8,012万2,000円となります。

21款諸収入、5項5目雑入239万9,000円、これは火災保険でございます。免責20万円がございますので、それを除いた経費でございます。5節北海道市町村備考資金組合積立金支出金。これは火災保険の残りの財源に充てるために備荒資金から取り崩し充当するものでございます。

以上のとおりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。7ページのバイオマス燃料化施設管理運営経費、これ今回このような金額になっておりますが、例えば火災の原因等、また今後の対策、またこのようなことがありましたら大きな火災になることも考えられますので、そういう対策がとられると。今までの対策そのままなのか、新たな対策をとられたのか。ちょっと原因等聞かせてください。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 火災の原因とそれから対策についてお答えしたいと思います。

まず火災の原因ですけれども、原因としましては不明となっております。ただ、火災にあったところはチップダストの乾燥棟の集じん機の中です。1月6日に操業開始したときに、スイッチを入れた段階で間もなく火災発生しておりますので、推測になりますけれども、静電気による粉じん爆発ではないかという推測の原因となっております。

それから、対策につきましては、静電気の関係が出てきましたので、アースは既に取られていますけれども、今回改めて集じん機単独でのアースを取りたいということを考えております。

もう一つの対策としましては、集じん機内は乾燥しておりますので、水分を与えられるような加湿の方法を取っていきたいというふうに考えております。

それから、長期、今回お正月休みの中で6日間ほどその機械をとめていますけれども、仮に長期操業停止する場合には、とめた段階で清掃等を改めて行う、こういった対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 前田です。原因は聞きました。そうすると、ボイラーのこれからの修理期間と再運転がどのようになっていくのか。出火によってボイラーの影響も当然ですけど、本体の影響、そしてこの出火に伴って生産と稼働の状況について、これらはどのような状況になって、施設運営費のコスト、収支についてどのような影響が出てくるのかを質問します。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 火災による影響についてですけれども、まず1点目としまして生産関係です。チップダストが使えない関係がありまして、その対策として雑紙類を使った中で生産をしています。ただ、雑紙は必要量全量用意できるかというところではありませんので、生産のほうに影響が出てきています。仮に1月から3月まで、工期が予定では3月25日に完成の予定です。仮にそこまでチップが使えないとしますと、3カ月間で予定の生産量が1,500トンです。それに対しまして生産の見込み量ですけれども、900トンほどにとどまるのではないかというふうに今見込んでおります。なので、約610トンの減という形になるというふうに見込んでおります。金額としましては約350万円減ということでございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 歳入の部分についてはわかりました。

本体の稼働するにかかわって乾燥ボイラーで水分を落とすとかいろいろやっていますから、その負荷が本体のほうにきて、その部分に係る経費が増大しないのかどうか。それで、今の経費、歳出、歳入減が補正になっていませんけど、これは3月で出てくるのかということであります。

それと、ボイラーの補修のほうは3月までと、かなり日数がかかるのですけれども、どの程度の修理が予定されているのか。今の出火原因を聞くとさほど痛手はないように思うのだけど、なぜこんなにかかるのかということです。

それからもう1点、消防費で伺いますけれども、火災が多かったり、いろいろ交通事故が多かったり消防職員大変だと思いますけれども、ご苦労されていると思いますけれども、この火災の原因不明ということはいつの時点でちゃんと整理されるのか。このままで決着がついているか、ただ長々するのか。警察との関係で、もう不明は不明だということがいつの時点で整理されるか。これによって、ほかの関係もそうだと思いますけれども、前回、緑町でも火災あったのですけれども、この件も含めてこういう事故が起きたときに、消防の職員がどれだけの調書つくるとかして時間がかかると思うのです。本当に今消防の職員大変だと思うのですけれども、その辺ちょっと質問ずれるかもしれませんが、状況だけ押さえておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 3点ほどあったと思いますけれども、まず先ほどご説明しました収入の部分ですけれども、3月議会に補正で提案させていただきたいというふうに思っています。それから、支出の部分ですけれども、チップダストのかわりに雑紙を使っているという形をとっておりますので、雑紙のほうはチップの乾燥の副資材より金額は高いです。その部分での支出は増になっているということにはなりません。それは予算の範囲内で何とかやっていきたいというふうに現在考えております。

それから、日数なのですけれども、先ほど3月25日というふうにご説明させていただきました。最大に見て3月25日ということでございます。できるだけ早く、3月の中ぐらいいまには何とかやっていきたいというふうに思っています。今回議決までいただいているのですけれど

も、必要なフィルターですとか、消耗品等につきましては事前にちょっと手配はさせていただいた中で早急にやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） ただいま2点ほど質問をいただきました。1つはこの原因について、いろいろ不明となっているものについて今後どういうふうなのかということでございます。今回のこの火災につきましてもそうでございますけれども、現認がされていないということで、例えば天ぷら油とか何とかということで、完全に私こうやってこうなったよという部分でありましたら断定ができる火災でございますけれども、このように機械の内部ということでございますので、なかなかどういうふうになった、可能性としてはあるという部分。ただ、消去法というようなものがありまして、火災原因には放火とかいろいろな原因がありますけれども、例えばこういう場合でしたら放火という部分、この機械の内部に火をつけるということは不可能だろうと。そういうふうな消去法でいきまして、考えられるものとしては1、2点あるのですけれども、最終的にはそれ現認がされていないということですから、それは推定ということで議了させてもらうということになると思います。

それと、これに係る人工といいますか、書類でございますけれども、関係者の方からいろいろと全部検分調書のようなものをつくります。現場の写真も全部撮ってこのような書類にまとめるわけでございます。その火災の大小にもよりますけれども、写真撮影、それから調書もということで、しかもそれは職員も泊まりの勤務の中で兼務という形で行っております。一概に何日かかるというようなことも言えませんし、例えばこのような火災でしたら、日勤者1名、主幹職をリーダーにしまして、あと3、4名の職員が泊まりの中でその事務処理を行うということで、長いものでしたらつくり上げるまで2、3週間を要するということもあります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。火事から45日余りたつのですが、それほど大きな火事ではなく、ほとんど原形が残っていて、その中で原因がわからないという話はあるのですか。これは消防とか何とかの問題ではなく、プラントをつくったクボタがついているわけです。クボタがついていて、そしてスイッチを入れたら3分後に火災になった。これもはっきりしている。火災になった瞬間を見ているわけです。どこから出たかも明確になっているにもかかわらず、45日もたっているにもかかわらず、それで原因がわからないという話がありますか。

あの事業をやるときに、ここにあるのですが、町民にきちっとあの事業は火災がないと説明しているのです。火災がないと。このバイオマス燃料化施設の循環型事業、これは火災がないと書いてあるのです。火災があったら、きちんと町民に説明、原因を究明して説明するのは当たり前ではないですか。もう45日たつのですよ。どうですか。このようなことでは納得できません。きちっと究明してください。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） その21年度の広報の記事の火災がないという点については、今回の乾燥施設もそうなのですが、基本的に、一般的に考えた場合にその火元となる、火の元というのは蒸気等使っている観点からないということで、そういう直接火災につながる施設としては極めて少ない施設だということだと思います。

その中で、確かに消防の見解としても最終的に原因として不明ということですが、我々のほうとしては実際に起きたという原因が一つあるということの中で、その中で考えられることはどういうことなのだろうということで、最終的には静電気等による粉じん爆発等の番可能性が一番高いということで、先ほど担当課長のほうからご説明させていただいたとおり、それに沿った対応策を講じていくということで考えているところでございます。

そういうことで、極めて火災等が発生しにくい施設で実際に起きたということですが、その現状を踏まえて、我々としては今後二度とこのようなことが起きないように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 火災原因の関係で補足させていただきたいと思っております。不明ということではなくて、消去法でいきました中では、今言ったような静電気による粉じん爆発またはもの自体の自然発火、そういうふうな最終的に原因が絞り切れない。粉じん爆発という部分もこれは事例としてあります。ですからこれはないと言えない。そういう部分でうちのほうでそのように推定はしております。ただ、そういうことで、これ一つには断定はできないということでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私は、その原因がわからないとか、わかるとかで怒っているのではないのです。要は、あの事業は4つの目標を定めてやったよね。でもその4つの目標が全てだめなのです。全て失敗している。その中でそういう失敗しているのを明確にしないで、なおかつ、本当にあの事業は町民に火災はないのだと書いてあるのです。今なぜ火災になったのかもわかっています。

そういうことからいくと、きちっとやっぱり町民に説明すべきなのです。町民に。議会にも説明すべきだし、町民にきちっとそういうことが、それから、それに対する先ほどの前田議員の質問のように損害も出てくるわけです。ですから、そういう究明をきちんとして、そして町民がこの事業を本当に理解して、そして、例えば今大きな問題になっている登別に広域でやるのかやらないのかの話もあるのだけど、そういうことも含めて全て町民の負担になるし、町民にかかってくるのです。ですから、こういうものをきちっと説明しなければこのバイオマス事業そのものが町民に理解されないのです。ですから私はこういう言葉で言っているのです。

原因の究明は、先ほども言ったように、スイッチを入れて3分後に目の前で起きて、振り向いたら火がついたと。出た原因がはっきりしているのに、そしてクボタがいるわけです。クボタの技術者も。ですから、原因がわからないなんてそのような曖昧な話でこの火事を濁すというのは、私は納得できないのです。納得できない。だからきちっとした原因究明を近いうちに、

今できないと思う。わからないと言っているのだから。近いうちにきちっと原因究明を町民に説明していただきたいと要望いたします。

○議長（山本浩平君） 須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 火災等バイオマス燃料化施設の関係についての町民説明ということにつきましては、当然、町民にできるだけ早いうちに説明をしていきたいというふうに考えてございます。

原因究明でございますが、これはどこまでできるかわかりませんが、そういったことを確認しながら、ただ、今我々で確認している中では、機械の設置、また機械を製作したところの意見等を聞いている中では、やはりこれまで施設が4年余り動いてきてございます。その中でそういった予兆だとか、そういったものが全くなかったと。全国的にも同じような、そういう乾燥機等の施設の中で、こういうことが起きた事例がその製作したメーカーサイドの見解としてありませんと。ただ、事実としてこういうことが起きたということですから、メーカー側でもその辺のことは検討していきたいというようなことはお伺いしております。それにつきましては、近いうちということになりますとそれはなかなか難しいかと思いますが、それぞれ対策を講じながらやっていく中で、我々もその辺はどこまで追求できるかわかりませんが、できるだけ努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決致します。

議案第1号 平成24年度白老町一般会計補正予算（第10号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第2号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） それでは、議2-1をお開きいただきたいと思います。議案第2号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月22日提出。白老町長。

今回の補正につきましては、第5期介護保険事業計画に策定した特定施設入居者生活介護予定事業者を選定するための委員報酬の増額等の補正でございます。

それでは、ご説明させていただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正、3ページになりますが、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

4ページ、5ページの歳出についてご説明させていただきます。1款総務費、4項1目趣旨普及費、趣旨普及事務経費8,000円の減でございますが、これにつきましては不用額の整理になってございます。続きまして、5項1目計画策定費、介護計画策定経費8,000円の増額補正でございます。これは白老町介護事業計画推進協議会開催分の委員等報酬の不足分8,000円を今回補正させていただくものでございます。

なお、今回の補正に伴いまして、歳入のほうでございますが、増減がございませんので、歳出のみの補正という形になってございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

7番、西田・子議員。

○7番（西田・子君） 西田でございます。ただいまの介護計画策定経費8,000円不足ということですが、もともとこれは当初計画からあったのですけれども、改めて不足するということは、どのようなことが審議されてどのような形でこのような形になったのか。何か事情があったからこうなったと思うのですが、その辺もう少し詳しく内容について説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 西健康福祉課長。

○健康福祉課長（西 幹雄君） ただいまのご質問でございます。実は今回の第5期では、認知症のグループホームと特定施設、この2施設の計画がございました。私どもとしてはこの両施設を一緒に策定委員会の中で計画して実施していこうと思ったものですから、3回分だけ予算を計上していたのですけれども、今回の特定施設のほうだけ陳情が上がりまして、その件について再度やらなくていけなくなったものですから、グループホームの部分とそれが終わって今度介護施設になると1回分ちょっと足りなくなったものですから、1回分の補正になります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成24年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月22日提出。白老町長。

記、(1)、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関する事。

次のページでございます。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年2月1日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、18万777円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、専決処分の説明でございます。事故の発生状況、1、日時、平成24年12月8日火曜日、午前8時ころ。

2、場所、白老郡白老町川沿1丁目1番4-1号、美園団地8棟29号。

3、当事者、甲、白老町、乙については記載のとおりです。

4、状況、平成24年12月4日午前8時ころ、甲が所有及び管理する公営住宅団地内の街路

灯が倒壊し、住宅前に駐車していた乙車の下敷きとなり、車体の上部が損傷したものであります。

5、被害の程度、乙車運転席側車体上部損傷。

6、損害賠償額、本件は甲所有の公営住宅団地内の街路灯の管理に瑕疵があったため発生した事故であることから、甲は乙に対して車両の修理費等 18 万 777 円全額を支払うことで示談する。なお、損害賠償額については全額保険により補てんされるものでございます。

今回車体上部ということで、屋根、ドア、車体のフレーム、パワーウィンドウ、電気系統、バンパーという部分まで及んだものでございます。修理費等とございますが、修理期間の代車分も含めた金額でございます。原因が先ほど申しましたとおり街路灯の腐食が原因ということ、12月4日の前後強風がございましたが、そういうことも起因しての町側の管理に瑕疵があったということで今回専決処分、示談に至ったということでございます。

最後のページが現場付近の見取り図でございます。上段の見取り図が美園団地の事故現場ということで、中央が公営住宅の下に5角形でなっているのが車両部分で、黒く色をつぶした部分が街路灯です。従来点線の部分に建っていた街路灯が車両の上に倒壊したというものでございます。なお、この場所については町として駐車を許可している場所にとめてあった車ということでございます。

以上簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 街路灯が倒れて車が破損したというこの専決処分を自宅で読んでいまして、何年か前に末広で、道道のところ、ポロト線の防犯灯だったと思うのですが、倒れて、そのときちょうど車で通った方が本当にちょっとした違いで大丈夫だったということがあったのです。そういうことを考えると、防災・減災のニューデール政策とかいろいろありますけれども、本当にいろんなものが老朽化してきているということだと思っておりますが、これ白老町全町に防犯灯、街路灯ありますね。防犯灯のときは道道でしたので、道が全部点検して危険性のあるところは全部補修工事をしたのです。そういうのがあって、たしかバイパスのほうも全部点検したということそのとき伺っているのですが、白老町としてこの老朽化しているものをどのような形で点検し、対策をしていこうとお考えになっているのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高畠都市整備部長。

○都市整備部長（高畠 章君） 今回倒壊した街路灯でございますけれども、これにつきましては美園団地が造成されたときに美園団地内の通路を照らすための照明灯です。この照明灯につきましては約50本ありまして、全件調査しまして、それで危険なものについてはすぐ応急処置しまして、抜本的には次年度以降の予算によって措置して、建てかえるべきものは建てかえるということで予算措置する考えであります。

全町的には、吉田議員が危惧されるように設置されてから30年、40年たっているものがた

くさんあります。そういったものについては逐次点検して、基本的には風によって倒壊するかしないかというのは、これ強度計算によって一定の風力、風速には耐えられるというふうに設計されております。問題は、もう腐食してその強度が失われて倒れるかどうかということです。そこの部分につきまして、通常の道路パトロールに加えてこういった照明設備につきましては重点的なパトロール項目に入れまして全件調査するという。これはいっぺんにはできないので、危険優先度の高いようなもの、これは古いからここを重点的にやろうというようなことでそういう優先度をつけた中でパトロールをして、最終的にどのぐらい予算がかかるかということ、これを今捉えるための調査をしているところでございます。

あと防犯灯等につきましては、電柱とかに添架しているものもでございます。そういったものについては、これは借りているものですから、相手方のほうに報告しております。ただ、ブラケットが腐食して落ちそうなもの、そういったものは当然点検して危ないものは即時取りかえるという考え方でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 危険なものは早急にやりましたということだったのですが、あとどのくらいもつのかというのは人間が判断したことで、今の積雪も大変すごいとか、何倍の積雪量があるとか、白老はおかげさまで余り積雪量ありませんけれども、風も予想外の風が吹いているという悪天候の気象の変化の中で、先ほど言っていました予算の中で補正をしていきたいということなのですが、本当に緊急性のあるものは、予算とかということ以前に、人体にかかわることが出てきたときに私は大変、今点検で直そうと思っていましたということは通じないと思うのです。でも点検はしていました。危険性はあったけれど、もう少し持つと思っていましたということも、今の気象状況を判断して、やはり先手、先手を打って町民の安心、安全のための対策をすべきではないかなというふうに思いますので、これは本当に予算がつくまで待つのではなくて、それ以前にやらなければならないところはやはり緊急でも対応すべきではないかと思うのですが、その辺のお考え伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 町のほうも今吉田議員がおっしゃったような考えに立ちまして、今回こういう事故が起きたということで即座に対応しまして、やはり強度を失っているもの数本を既に直してございます。ですから、本当に事故が起きる前に先手を打って直していくという、こういった姿勢が一番大事だと思うのです。事故起きてしまってからではなくて、これたまたま車だったらよかったようなもので、よかったというのは失礼な言い方かもしれませんが。これ人身とかそのようなことになると大変なことになりますので、そういう意味では本当に町のほうも先手を打って対処するという考え方を持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 大体今の話でわかったのですが、本当にこれはもう倒れて、こ

れ車だからよかった、人が乗っていたら、処理しましたでは済まないはずですよ。これは怖い事故だったと思うのです。

それで、今数えてみましたら街路灯 40 年くらいですか、あそこができてから 40 年ちょっとたちますか。そんなもので腐るようなものが建てられているのかどうなのか。もっと強度のあるものでつくられているものではないのか。あそこの街路灯は木ではないですよ。その辺がよくわからないですけれども、本当に木で建っていたものが腐って倒れたというのは、これはちょっと余りにも不注意だなという気がするのですけれども、そのあたりもっと注意すべきだと思います。

部長の説明ですけれども、聞いていて、こういう事故があつて弁償しました。そこまでも計画もしないでしょう。ところがこういう人災にかかわるような、一つ間違えば大変なものの報告というのは、これは弁償しました。そこはわかるのだけど、その後の対策はどうしましたとこういうふうな経過でもって詳しい話をすべきではないか。聞かれなかったら答えないということでは、これはやっぱり全ての面がそうなのですから、やはり聞かれる前になぜこういう状態が起ったのかということの説明すべきではないか。私はそう考えるのです。その辺が随分事務的に説明されているというのは、これ本当に人命軽視にもつながるといふふうには私は捉えるのですけれども、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 最初のご質問でございますけれども、材質は木のものはほとんどないです。鉄製かアルミというのが大体主流でございます。防犯灯については電柱ですからコンクリートということになります。ただ、一番困るのがやはり鉄製です。当時一番古いものはアルミではなくて鋼製が一般的だったのです。それは良好な維持管理、要するに定期的に塗装することによって長く使用に耐えるというようなものなのです。でもほとんどその維持管理が悪くて、塗装はされていないのが現状でございます。しかしそういった部分で、アルミは今のところほとんど心配ないです。鋼製のものについては重点的にチェックをかけて計画的に建てかえをしていかなくてはならないと、このように考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 専決処分書の報告ということで、私のほうで総括して説明させていただいたという経過がひとつあるのですけれども、議員おっしゃっているとおり専決処分して示談になったという過程まではわかるけど、今後の対応をどうするのだということも説明の中にあってもいいのではないかとご質問かと思えます。それについては、それぞれ所管する部署との協議も必要ですが、その点も総括して私のほうで申し上げるかどうかは、今後の中でちょっと検討させていただきたいと。言っている趣旨は十分わかりますので、そのことをこの部分で申し上げるのがいいかどうか、また何か工夫できるかどうか、その点も含めて担当課のほうとも協議しながら、できるだけわかりやすく議会のほうへ説明するように工夫は考えたいと思えます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 9番、吉谷一孝議員。

○9番（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。私は厳しいことを言わせていただきます。今回車でよかったということ、これを踏まえて来年度以降予算をつけていくという話でしたけど、これは本来アウトです。本来はもっと前からその点検をし、維持管理をしていかななくてはいけないことをやってこなかったということです。これは重く受けとめて、本当に車でよかったかもしれませんが、本来町がきちっと行っていかないといけなかった部分、それを怠ったというふうに私は理解します。このことを重く受けとめて早急に対応していただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 高畠都市整理部長。

○都市整備部長（高畠 章君） これはまさに吉谷議員おっしゃるとおりで、これ人身でしたら本当に刑事事件、そういったことに発展しかねない事例であります。ですから、この点につきまして十分に反省して、今後こういったことがないように先手を打って維持補修点検を行うという姿勢に立っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日2月23日から3月31日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 山 田 和 子

署 名 議 員 本 間 広 朗